

13. 2. 28
96 号

第 八 五 七 号

大正十三年二月廿三日

法團協調會大阪支所長 藤澤 穆

常務理事 添田 敬一 郎 殿

發動機株式會社爭議之件 (第二報)

職工側ハ二月五日更ニ左記ノ要求書ヲ會社側ニ提出シタ

記 (原文ノマヽ)

- 一、現在獎勵制度中ノ計算ノ〇、一二ヲ〇、一八ニ改ムル事 (從來ハ〇、一二五昨冬十四日變更)
- 但シ現在ハ豫定時間ノ半額ヲ支給スル事
- 二、不合格使用ハ豫定時間ノ半額ヲ支給スル事
- 三、臨時契約期間ヲ三ヶ月トシ引續キ契約スル者ハ本職工ニ採

財團法人協調會大阪支所

加田 計太郎 (神戶市大船場) 藤澤 某 (大船埠頭工聯合會)
 大 林 某 (大船埠頭工聯合會) 藤澤 某 (大船埠頭工聯合會)
 大 井 清三 (大船埠頭會) 藤澤 某 (大船埠頭工聯合會)
 中 島 三郎 (大船埠頭會) 藤澤 某 (大船埠頭工聯合會)
 中 島 某 (大船埠頭會) 藤澤 某 (大船埠頭工聯合會)
 山 田 池 (大船埠頭會) 藤澤 某 (大船埠頭工聯合會)